

# 平成 22 年度新潟米モニター募集要領

## 1 目的

新潟県産米（以下「新潟米」という。）の信頼確保を図るため、消費者の声を生産に反映する仕組みづくりの一環として、首都圏で販売されている新潟県産コシヒカリを対象に、表示状況の調査や品質の評価を行っていただく平成 22 年度新潟米モニター（以下「モニター」という。）を募集します。

## 2 活動内容

### (1) 新潟米の購入

以下のとおり袋詰めされた精米商品を購入していただきます。

#### ア 購入時期

平成 22 年 6 月、7 月、10 月、平成 23 年 1 月の計 4 回（各月 1 回）

#### イ 購入場所

モニター在住都県内の小売販売店（インターネット等の通信販売は対象外）

#### ウ 産地、品種、内容量

新潟県（県内産地については別途指定することがあります。）、コシヒカリ、2 kg

#### エ 産年

（ア）平成 22 年 6 月及び 7 月の購入商品：平成 21 年産

（イ）平成 22 年 10 月及び平成 23 年 1 月の購入商品：平成 22 年産

#### オ 数量

1 回あたり、同一商品 2 袋を購入。

### (2) 表示状況の調査

上記(1)で購入する際に、店内や精米袋の表示に不適正なものがないか、確認していただきます。

### (3) 購入商品の品質評価

上記(1)で購入した商品 2 袋の内 1 袋を開封し、お米の外観を評価していただくとともに、炊飯して食味を評価していただきます。なお、評価方法は、あらかじめ新潟県が各モニターへ送付する基準米との比較評価とします。

### (4) 新潟県への報告等

上記(1)～(3)を実施の都度、所定の報告書様式にその内容を記入。その報告書及び上記(1)で購入した商品 2 袋の内の未開封の 1 袋を新潟県に送付していただきます。

### (5) モニター会議等への出席

平成 22 年 5 月 22 日(土)開催予定の「モニター委嘱状交付式」及び「モニター活動説明会」と、平成 23 年 1 月頃開催予定の「モニター意見交換会」に出席していただきます。

### (6) その他

上記以外に、日常の買い物等で、新潟米の表示や品質等についてお気づきの点や、何らかの情報を入手した場合には、所定の報告書様式に記載の上、随時、新潟県に報告していただきます。

### 3 応募

#### (1) 応募資格

以下の要件の全てを満たす方

- ア 食の安全・安心や食品表示制度に関心をお持ちの方
- イ 東京都、千葉県、埼玉県又は神奈川県に在住の方
- ウ 満20歳以上（平成22年4月1日現在）の方
- エ 上記2(5)のモニター会議等に出席可能な方

#### (2) 募集人数

20名

#### (3) 応募方法

所定の応募申込書を、新潟県農林水産部ホームページ（注1）の新潟米モニター募集記事か、財団法人日本消費者協会ホームページ（注2）の「JCA-ACCESS」コーナー等から入手し、必要事項を記入の上、以下の方法で応募してください。

##### ア 郵送

[送付先] 〒950-8570（住所不要）新潟県農林水産部食品・流通課販売戦略班

##### イ 電子メール

[送信先] ngt060040@pref.niigata.lg.jp

※ 件名を「平成22年度新潟米モニター応募」としてください。

##### ウ FAX

[送信先] 025-280-5548

(注1) URL <http://www.pref.niigata.lg.jp/nogyosomu/>

(注2) URL <http://www.jca-web.org/>

#### (4) 応募締切

平成22年4月30日(金) ※ 郵送の場合は当日消印有効

#### (5) 選考

選考に当たっては、応募理由、住所、年齢、職業等のバランスを考慮しながら決定します。採用・不採用については決定後速やかに通知しますので、採用された方は、平成22年5月22日(土)に開催予定の「モニター委嘱状交付式」及び「モニター活動説明会」に必ず出席してください。

#### (6) その他

募集に際して新潟県が入手した個人情報、は、「新潟米モニター設置事業」業務にのみ使用することとし、新潟県個人情報保護条例（平成17年3月20日新潟県条例第2号）の規定に従って厳正に取り扱います。

また、応募書類は不採用の場合も返却しませんので、あらかじめご了承ください。

### 4 任期

委嘱した日から平成23年3月31日まで

### 5 遵守事項

モニターとしての活動にあたっては、以下の事項を遵守してください。

なお、これらの事項に違反するなど、業務の遂行に適当でないと確認された場合、モニターの委嘱を取り消しますので、あらかじめご了承ください。

#### (1) 利益供与等の禁止

モニターは、公正中立な立場で活動を行う必要がありますので、その地位を利用して利益や便宜の供与を受けてはいけません。

#### (2) 調査活動における適切な行動

モニターには、法律に基づく検査権限等は付与されていないので、食品販売店等の同意を得ない店内での写真撮影、伝票の閲覧の要求、常識的な質問の範囲を超えるような事情聴取など、営業妨害や風評被害の発生のおそれがある行動をとってはいけません。

#### (3) その他

モニターとしての活動により知り得た情報については、みだりに第三者に提供してはいけません。

### 6 自己責任の原則

モニターには、上記5の遵守事項にしたがい、上記2の活動を行っていただきますが、上記5の規定に反する活動などにより、食品販売店等に損害を与えたり、食品販売店等との間に問題が発生したり、調査時の交通事故等により本人又は他人に損害が生じた場合には、モニター個人の責任で対応していただきます。

### 7 謝金等

#### (1) 謝金

モニターには、上記2の活動を全て終えた任期終了後、年額10,000円の範囲内で謝金をお支払いします。

#### (2) 経費

上記2の活動を行うために必要な経費の内、以下の経費は新潟県が負担します。

ア 上記2(1)で購入する商品の購入代金

イ 上記2(4)で報告書及び未開封商品を新潟県へ送付する送料

ウ 上記2(5)でモニター会議等へ出席するための交通費(自宅と会場間の往復料金を、新潟県の旅費制度に基づいて算出した金額)

#### (3) 留意事項

ア 以下のいずれかに該当する場合は、謝金等をお支払いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(ア) 任期途中でモニターを辞任した場合

(イ) 任期途中でモニターの委嘱を取り消された場合

(ウ) その他、新潟県が謝金等を支払わないことが適当であると判断した場合

イ 上記(2)で新潟県が負担する経費以外にかかった経費(商品購入店舗への交通費、商品購入店舗から自宅への商品配送料等)についてはモニターの負担とし、新潟県はお支払いしませんので、あらかじめご了承ください。

(記入日：平成 22 年 月 日)

## 平成 22 年度新潟米モニタ一応募申込書

ふりがな 氏 名		性別	男 ・ 女
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生 (平成 22 年 4 月 1 日現在 歳)	電話番号	( )
		電子メール	
自宅住所	〒 _____ 都・県		
職 業	〔該当するものに○を付けてください〕 農林漁業 ・ 会社員 ・ 公務員 ・ 自営業 ・ パート又はアルバイト 無 職 ・ その他 ( )		
米飯食の頻度	〔該当するものに○を付けてください〕 毎日 3 回 ・ 毎日 2 回 ・ 毎日 1 回 ・ 週 4 回以上 ・ 週 3 回以下		
日頃購入して いる米の産地	〔該当するものに○を付けてください〕 新潟県 ・ 新潟県以外の特定の県 ・ 特にこだわりはない		
食の安全・安 心に関するモ ニター等の経 験の有無	〔該当するものに○を付けてください。「有」の場合は具体名を記入してください。〕 有 (モニター名： ) (時 期： 年 月～ 年 月) 無		
食の安全・安心に関する講演会、シンポジウム等への参加経験の有無	有 ・ 無		
応募理由			

郵送先 〒950-8570 (住所記載不要) 新潟県農林水産部食品・流通課販売戦略班あて

F A X 025-280-5548 / 電子メール ngt060040@pref.niigata.lg.jp